

旭川医科大学医学部医学科の授業科目の履修方法，試験，進級等取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西 川 祐 司

旭川医科大学医学部医学科の授業科目の履修方法，試験，進級等取扱規程の一部を改正する規程

旭川医科大学医学部医学科の授業科目の履修方法，試験，進級等取扱規程（平成16年旭医大達第65号）の一部について，下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は，改正箇所を示す。

改正後	現行
(略)	(略)
(履修科目の登録) 第2条 学生は，学則別表1に掲げる授業科目のうち，履修しようとする選択科目については，所定の期日までに学長に届け出なければならない。	(履修科目の登録) 第2条 学生は，学則別表1に掲げる授業科目のうち，履修しようとする選択科目については，所定の期日までに学長に届け出なければならない。
2 前項の規定により申し出た授業科目は，当該学期の授業開始の日から所定の期日内に申し出た場合に限り，これを変更し又は取り消すことができる。	2 前項の規定により申し出た授業科目は，当該学期の授業開始の日から所定の期日内に申し出た場合に限り，これを変更し又は取り消すことができる。
(試験) 第3条 試験は，定期試験，追試験，再試験その他の試験とする。	(試験) 第3条 試験は，定期試験，追試験，再試験その他の試験とする。
2 授業科目責任教員又は授業科目担当教員（以下「授業科目担当教員等」という。）は中間試験を随時行うことができる。	2 授業科目責任教員又は授業科目担当教員（以下「授業科目担当教員等」という。）は中間試験を随時行うことができる。
3 教育センターにおいては，臨床実習開始前に，実習に必要な知識の総合的な理解度を評価し，実習への参加の可否を決定するため，医療系大学間共用試験実施評価機構が提供する，コンピュータを用いた客観的試験（以下「CBT」という。）を行う。	3 教育センターにおいては，臨床実習開始前に，実習に必要な知識の総合的な理解度を評価し，実習への参加の可否を決定するため，医療系大学間共用試験実施評価機構が提供する，コンピュータを用いた客観的試験（以下「CBT」という。）を行う。

4 学則別表1に掲げる卒業要件第3号に定める試験として、医療系大学間共用試験実施評価機構が統括する診療参加型臨床実習後客観的臨床能力試験（以下「臨床実習後OSCE」という。）を行う。

5 卒業試験は、第6学年において実施する。（新設）

6 定期試験は、学期末に行う。ただし、学期の途中で終了した授業科目等については、学期末以外の時期に行うことができる。

7 追試験は、定期試験の受験資格を有する者のうち、次の各号のいずれかに該当する事由により当該試験を受験できないときに、あらかじめ授業科目担当教員等に連絡した上で、定期試験欠席届（別紙様式第1号）にその事由を証明する書類を添えて、学長に届け出た者に対して行う。ただし、やむを得ない事情によりあらかじめ届け出ることができなかった場合は、当該試験日から起算して原則として3日以内に、やむを得ない事由を明記したうえで届け出なければならない。

(1) 旭川医科大学学生規程（平成16年旭医大達第64号）第9条の3第1項各号に定める事由

(2) 災害、不慮の事故又はその他真にやむを得ない事由（授業科目担当教員等が認めた場合に限る。）

8 卒業試験に係る追試験については、前項の規定を準用するほか、必要な事項は別に定める。（新設）

9 再試験は、定期試験、卒業試験又はこれらに係る追試験を受験し、不合格となった者に対して行うことがある。

（削除）

（試験の受験資格等）

第4条 定期試験は、各授業科目の授業時間数の3分の2以上出席しなければ受験することができない。ただし、授業科目担当教員等が教育上有効と判断した場合は、出席時間数を別に定めることができる

4 臨床実習終了後に、修得した臨床能力を評価するため、医療系大学間共用試験実施評価機構が統括する診療参加型臨床実習後客観的臨床能力試験（以下「臨床実習後OSCE」という。）を行う。

5 定期試験は、学期末に行う。ただし、学期の途中で終了した授業科目等については、学期末以外の時期に行うことができる。

6 追試験は、定期試験の受験資格を有する者のうち、次の各号のいずれかに該当する事由により当該試験を受験できないときに、あらかじめ授業科目担当教員等に連絡した上で、定期試験欠席届（別紙様式第1号）にその事由を証明する書類を添えて、学長に届け出た者に対して行う。ただし、やむを得ない事情によりあらかじめ届け出ることができなかった場合は、当該試験日から起算して原則として3日以内に、やむを得ない事由を明記したうえで届け出なければならない。

(1) 旭川医科大学学生規程（平成16年旭医大達第64号）第9条の3第1項各号に定める事由

(2) 災害、不慮の事故又はその他真にやむを得ない事由（授業科目担当教員等が認めた場合に限る。）

7 再試験は、定期試験又は追試験を受験し、不合格となった者に対して行うことがある。

8 試験は、在籍している学年の必修科目以外は、履修登録をした者でなければ受験できない。

（試験の受験資格等）

第4条 定期試験は、各授業科目の授業時間数の3分の2以上出席しなければ受験することができない。ただし、授業科目担当教員等が教育上有効と判断した場合は、出席時間数を別に定めることができる

ものとし、履修要項に明示するものとする。

- 2 特別の理由により所定の出席時間数に達しない者で、授業科目担当教員等がその理由を認めた場合は、受験することができる。

(略)

(留置)

第8条 次の各号の一に該当する者は、進級（卒業も含む。以下同じ。）させず、原級に留め置くものとする。

- (1) 当該学年に開講している必修授業科目（履修年次が複数学年にわたる授業科目の場合は、最終学年に限る。）の単位修得を認定されなかった者
- (2) 第1学年末までに、基礎教育科目における選択科目のうち5単位以上の単位修得を認定されなかった者
- (3) CBTに合格しなかった者
- (4) 第6学年末までに、学則第33条に定める卒業要件を満たさなかった者

(留め置かれた者の再履修等)

第9条 前条第1号の規定により原級に留め置かれた者は、単位修得を認定されなかった授業科目を、留め置かれた学年において再履修しなければならない。

- 2 第4学年に留め置かれた者については、臨床実習序論の履修及びCBTの成績は無効とし、当該者は、次の履修年度において、新たに臨床実習序論の履修及びCBTの受験をしなければならない。

- 3 臨床実習Ⅰの単位修得が認定されなかった者は、臨床実習Ⅱの履修を中断しなければならない。ただし、臨床実習Ⅰの単位認定結果が確定するまでの間に履修した臨床実習Ⅱにおける各診療科等の評価については、新たに履修する臨床実習Ⅱの当該診療科等の評価とすることができる。

ものとし、履修要項に明示するものとする。

- 2 特別の理由により所定の出席時間数に達しない者で、授業科目担当教員等がその理由を認めた場合は、受験することができる。

(略)

(留置)

第8条 次の各号の一に該当する者は、進級（卒業も含む。以下同じ。）させず、原級に留め置くものとする。

- (1) 当該学年に開講している必修授業科目（履修年次が複数学年にわたることが履修要項に明示されている授業科目の場合は、最終学年に限る。）の単位修得を認定されなかった者
- (2) 第1学年末までに、基礎教育科目における選択科目のうち5単位以上の単位修得を認定されなかった者
- (3) CBTに合格しなかった者
- (4) 臨床実習後OSCEに合格しなかった者

(留め置かれた者の再履修等)

第9条 前条の規定により原級に留め置かれた者の単位修得を認定されなかった授業科目は、原級に留め置かれた学年において再履修しなければならない。

- 2 第4学年で進級できなかった者は、臨床実習序論を新たに履修し、及びCBTを受けなければならない。なお、臨床実習序論及びCBTは、臨床実習Ⅰを開始した年度に履修したものを最終の成績として認定する。

- 3 臨床実習Ⅰの単位修得が認定されなかった者は、臨床実習Ⅱの履修を中断しなければならない。ただし、臨床実習Ⅰの単位認定結果が確定するまでの間に履修した臨床実習Ⅱにおける各診療科等の評価については、新たに履修する臨床実習Ⅱの当該診療科等の評価とすることができる。

4 前条第4号の規定により第6学年に留め置かれた者については、次の履修年度において、満たしていない卒業要件に係る授業科目を履修し、又は試験を再受験しなければならない。（新設）

（略）

（略）

附 則

1 この規程は、令和8年9月2日から施行する。ただし、改正後の第3条第4項、第8条第1項第1号及び第9条第1項並びに第2項の規定は、令和8年4月1日から適用する。

2 この規程による改正後の規定は、令和4年度以降に入学した学生（令和5年度に第2年次に編入学した学生を含む。）に適用する。

3 前項の規定にかかわらず、令和4年度以降に適用される教育課程に基づき履修する学生については、改正後の規定を適用する。

4 第2項又は前項に規定する学生以外の者については、第3条第4項、第8条第1項第1号及び第9条第1項並びに第2項を除き、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

【改正理由】

学則の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。